令和７年第１回立科町議会定例会会議録

１．招集年月日　令和７年３月４日（火曜）

１．招集の場所　立科町議会議場

１．開会　　午前１０時　宣告

１．応招議員

１番　秦野　仁美	２番　宮坂　幸夫	３番　小野沢常裕
４番　今井　健児	５番　芝間　教男	６番　中村　茂弘
７番　村松　浩喜	８番　森澤　文王	９番　村田　桂子
１０番　榎本　真弓	１１番　今井　英昭	１２番　今井　　清

１．不応招議員　な　し

１．出席議員　　１２名

１．欠席議員　　な　し

１．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長　両角正芳　　副町長　小平春幸　　教育長　塩澤勝巳

総務課長　今井一行　　町民課長　荻原義行　　企画課長　竹重和明

教育次長　羽場厚子　　建設環境課長　篠原英男

産業振興課長　市川　偉　　会計管理者　櫻井千佳

庶務係長　田口　仁　　農業委員会長　岩下博美

１．本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長　羽場雅敏　　書記　伊藤百合子

１．会議録署名議員の指名

７番　　村松　浩喜

８番　　森澤　文王

散会　　午後２時４９分

（午前10時00分　開会）

議長（今井　清君）　おはようございます。本日から３月定例会が始まります。議員各位におかれましては、会期期間中、慎重審議をよろしくお願いいたします。

また、マスクの着用につきましては、各自にお任せをいたします。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに、議場固定カメラから町長招集の挨拶までの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影、信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してありますので、ご了承願います。

なお、本会議の一部につきましては、蓼科ケーブルビジョンで生中継も行いますので、ご承知おきをお願いします。

ただいまから令和７年第１回立科町議会定例会を開会します。

これから本日３月４日の会議を開きます。

地方自治法第121条第１項の規定により出席を求めた説明員は、理事者及び農業委員会長です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

議長（今井　清君）　日程第１　会議録署名議員の指名を議長において行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、７番議員、村松浩喜議員、８番議員、森澤文王議員を指名します。

◎日程第２　会期の決定

議長（今井　清君）　日程第２　会期の決定を議題とします。

会期については、榎本真弓議会運営委員長より報告願います。榎本真弓議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〈10番　榎本　真弓君　登壇〉

１０番（榎本真弓君）　おはようございます。議会運営委員長の榎本です。会期の検討結果についてご報告いたします。

会期につきましては、２月18日、議会運営委員会を開催し、令和７年第１回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取扱い方法など、議会運営について検討した結果、今定例会に提出される案件の状況から、会期は、本日３月４日から３月19日までの16日間とすることが適当との結論に達しましたので、ご報告申し上げます。

議長（今井　清君）　お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から３月19日までの16日間としたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から３月19日までの16日間と決定し、お手元に配付しました会期日程表のとおりとします。

◎日程第３　町長招集のあいさつ

議長（今井　清君）　日程第３　町長招集のあいさつ。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長　両角　正芳君　登壇〉

町長（両角正芳君）　おはようございます。本日ここに、令和７年第１回立科町議会定例会を招集しましたところ、議員皆様にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

温暖化傾向が続いていた冬のシーズンも２月初旬から寒気が断続的に流れ込み、気温の低下とともに、厳しい冬の寒さが続きました。降雪量は積雪の少ない里の地域に比べ、山の高原地帯では適期の降雪もあり、週末を中心に多くのスキーヤーが訪れ、にぎわいを見せております。今年こそ春先に果樹等が低温等障害に見舞われないことを願っております。

また、令和の米騒動と言われた昨年以降、市場の流通量不足などから、米の価格高騰が続いているため、農林水産省では、政府備蓄米を放出する具体策を発表しました。３月下旬にもスーパーなどの店頭に並ぶ見通しで、値下がりに転じるかどうか注目されておりますが、生産者の所得を確保した上での安定的な米価格につながるよう願っております。

さて、国の動向に目を向けますと、少数与党で迎えている国会情勢では、野党が求める2025年度予算案の修正協議が続く中、教育無償化の具体策を含め、日本維新の会との合意内容などを踏まえた新年度予算案の修正案の審議が大詰めを迎えるとの報道がされております。社会保障関係費の確保、児童手当の充実や仕事と子育ての両立支援、観光、農林業の振興等の地方創生に資する取組、デジタルＤＸ、防災震災対策支援などに重点配分する予算案が示されております。

長野県では、２月５日に2025年度の一般会計当初予算案を発表し、人口減少対策の人口戦略の具体化に取り組み、脱炭素化、震災・防災対策などにも重点が置かれた。子育て家庭応援プランでは、３歳未満児の保育料軽減や子どもの通院医療費助成、低所得世帯向けに県立大学などの授業料・入学金を免除、脱炭素化では、ゼロエネルギーハウスの推進、地域防災対策では、木造住宅の耐震改修に対し補助をするなど、重点的な取り組む予算案が示されました。

立科町では、私が掲げた令和７年度の３つの重点指針に基づく主要施策につきましては、12月定例会招集挨拶で申し上げてありますので、今回は主要施策を補完する新規事業について概略を申し上げます。

妊娠、出産から子育てに至る切れ目のない支援では、義務教育を終了し、これから

進学、就職、留学等、それぞれの道に羽ばたいていく子どもたちの未来を応援するため、学校教育法に定める義務教育を修了する者へ１人につき10万円を支給する、はばたく立科っ子応援金支給事業を創設いたします。また、たてしな保育園の遊戯室にエアコンを設置し、園児たちが猛暑の際にも安心して屋内で遊べる環境を整えてまいります。

保健福祉関係では、18歳未満の子どもについて福祉医療費の自己負担金を、８月からこれまでの窓口負担500円を町が負担することで、医療費無償化を図ることとしております。

中央公民館及び周辺施設の整備方針を示すでは、まちづくり創生会議の公共施設部会の提言等を踏まえ、施設整備の一環として、基本方針策定に向けた支援業務委託を予算化いたします。

たてしなびの有効活用とＤＸ推進では、たてしなスマイル交通の一部デマンド化に向け、たてしなびから予約できるシステムの構築と公共施設の予約管理システムの導入を進めてまいります。

健康長寿への取組と地域福祉の充実では、ねたきりゼロのまちづくりを目指し、産官学共同事業により、小学生以上の全町民の希望者を対象とした歩行機能測定と改善のための分析、指導、助言を行ってまいります。

持続可能な農業振興では、りんご腐らん病対策として、感染樹の伐採、抜根、処分に至る費用を助成し、樹園地内の樹木の感染防止に努めてまいります。

計画的なインフラの整備・更新では、橋梁の長寿命化修繕工事を順次実施するとともに、橋梁法定点検及び長寿命化修繕計画の改定も進めてまいります。

木質バイオマスボイラー導入では、権現の湯施設のヒートポンプの経年劣化や燃料費の高騰等の改善を図るため、国の補助事業を活用した木質バイオマスボイラーを導入し、CO_2の削減、温暖化対策と運営経費の節減を目指します。

索道施設の整備・更新と魅力ある観光地の構築においては、既に新聞でも報道がされました、白樺高原国際スキー場としらかば２in１スキー場の夏季営業も視野に入れた再整備計画は、整備内容及び事業規模等を再度見直し、２月12日の議会全員協議会で報告したところでありますが、財源確保の見通しなくして整備事業予算を立てることはできません。そのためにはまず、立科町辺地対策総合整備計画の変更承認を今定例会でお認めいただきたく、お願いを申し上げます。

このほか、合併70周年記念事業や住宅使用料算定のための公営住宅管理システムを導入する新規事業などもございます。

この冬のシーズンは、各地で火災が多発しております。２月26日に発生した岩手県大船渡市の大規模山林火災は、３月２日現在、約1,800ヘクタールを焼失し、1,896世帯4,596人に避難勧告が出ており、鎮火が見通せない状況であります。改めて、被災地皆様にお見舞いを申し上げます。

近隣の上田市武石上本入でも２月28日に山林火災が発生し、出火から47時間後に鎮圧しましたが、約100ヘクタールを焼く結果となりました。当町でも昨年後半から空気の乾燥状態が続き、住宅火災やその他火災が多く発生をしております。春先には、例年、土手焼きなどにより、その他火災が多発する時期でもありますので、火の取扱いには十分注意いただきますようお願いを申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

続いて、令和６年12月定例会以降の町長諸般の報告につきましては、主なものを申し上げ、その他につきましては、お手元に配付させていただきましたので御覧ください。

12月16日、８Peaks Resort及び８Peaks Snowsports24-25シーズンセレモニーに出席をし、新しいアライアンス展開の報告を受け、関係者との意見交換を行いました。

令和７年１月８日、立科町新春賀詞交換会を開催し、議会議長、各種団体等の代表の皆様から新年の挨拶をいただきました。

１月９日から10日、全国町村会館へ出向き、長野県町村長会議に出席をし、県内58町村長との意見交換を行いました。

１月11日には、消防出初め式において訓示を申し上げました。

１月14日には、令和７年第１回臨時会を招集し、ふるさと寄附金の増額と併せて返礼品費用の増額、町営住宅家賃の算定誤りによる還付金などを盛り込んだ、令和６年度一般会計補正予算（第７号）及び私と副町長の給料の減額条例の２議案について議決を賜りました。

２月13日には、県町村会第40回定例総会に出席をし、令和７年度事業計画及び予算の審議などを行いました。

以上、町長諸般の報告といたします。

次に、本会議に提出しております議案の概要を申し上げます。

提出しております案件は、条例14件、補正予算８件、当初予算８件、その他議決案件１件、報告１件です。

初めに、令和７年度当初予算について申し上げます。

まず、一般会計については、重点指針に基づく主な事業として、１「住んでみたい、生み育てたいと思える町づくり」では、引き続き、移住定住の促進を進めるとともに、妊娠・出産から子育てに至る切れ目のない支援として、新規事業で、休日部活動地域移行協議会の設立やはばたく立科っ子応援給付金制度を創設いたしました。

２「安心・安全で暮らしやすい町づくり」では、中央公民館及び周辺施設の整備の一環として、基本方針の策定業務委託料、たてしなびの有効活用とＤＸ推進として、たてしなびへデマンド交通予約システム機能を追加するための業務委託料を、新規事業として事業費を計上いたしました。また、計画的なインフラの整備・更新として、道路、橋梁等の長寿命化対策及び自然災害防止対策を継続事業として実施していくこ

ととしています。

３「地域資源を活かした町づくり」では、引き続き、索道施設の整備・更新と魅力ある観光地の構築等を進めるとともに、テレワーク事業の強化等を目的とした、新規法人の設立と権現の湯に国庫補助事業を活用した木質バイオマスボイラーの導入に向けた関係経費を計上しています。

令和７年度一般会計の予算総額は、前年度比2.4％、１億3,000万円増額となる55億4,000万円となり、当初予算総額としては、過去最大の規模となりました。

では、概要について申し上げます。

歳入では、町税で前年度比6.4％、5,229万円の増額を見込みました。主要財源である地方交付税は、地方財政計画などを基に、前年度比４％、8,000万円の増を見込み、20億6,000万円を計上いたしました。各種事業を行うために、国権補助金や有利な事業債等を最大限活用し、財源確保に努め、収支不足額である財政調整金からの繰入額は、前年度比5,000万円減となる３億2,000万円を計上いたしました。

続きまして、歳出について目的別で申し上げます。

総務費では、合併記念式典経費、たてしなびの回線通信費及び保守管理費、地方公共団体情報システム標準化・共通化に要する経費、権現の湯へのバイオマスボイラー設置工事費などの計上により、前年度比３億4,077万6,000円、32.5％の増、民生費では、保育園の遊戯室空調設備設置工事、児童手当制度の拡充により児童手当の増、障害者支援事業の扶助費の増などにより9,971万5,000円、９％増、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン、帯状疱疹ワクチンの予防接種の追加などにより前年度比4,156万1,000円、13.2％の増、農林水産業費では、農業振興経費の補助金の増、県営かんがい排水事業負担金での増などにより前年度比4,019万円、15.4％の増、商工費では、索道事業会計経費の増などにより前年度比3,375万円、7.6％の増、土木費は、町営住宅事業費の減などにより前年度比４億6,597万7,000円、40.7％の減、消防費では、長野県防災行政無線設備更新工事のための負担金、地域防災計画修正等により前年度比2,416万2,000円、13.8％の増となっています。

次に、特別会計・企業会計についてでありますが、これらの会計はそれぞれ目的を持った会計であり、その目的の達成に向け、必要な予算について計上いたしました。

次に、条例等案件について申し上げます。

議案第３号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例を改正するものです。

議案第４号は、関係法律の改正に伴い、いわゆる番号法に条項ずれが生じるため、この条項を引用している関係条例の一部を改正するものです。

議案第５号は、子ども・子育て支援事業計画の推進を図るための会議を設置するため、条例を制定するものです。

議案第６号は、国保税算定法式の県下統一に向け、国民健康保険税の資産割額を引

き下げ、所得割額と平均割額を平等にするものであります。

議案第７号は、人事院及び長野県人事委員会により勧告された給与制度の整備について、令和６年12月に改正した以外の部分について所要の改正を行うものです。

議案第８号は、附属機関について条例に定めのないもの、新たに設置するものを追加するものです。

議案第９号は、非常勤の特別職について、条例に定めのないもの、新たに設置するものの追加と併せて、表示について整理をするものです。

議案第10号は、消防団員等に係る損害賠償の額の算定基準となる補償基準額の改正を行うものです。

議案第11号は、消防団員の退職報償金の勤務年数区分に35年以上を追加するための改正です。

議案第12号は、公益法人等への町職員の人的支援を可能にするための改正をするものです。

議案第13号は、テレワークセンターを一括して一般社団法人立科町振興公社に貸し付けることにするため、利用に関する規定を改正するものです。

議案第14号は、令和７年８月１日から18歳までの児童について、医療機関での窓口負担を無料にするための改正をするものです。

議案第15号は、栄養士法の改正による所要の改正です。

議案第16号は、観光牧場運営基金を廃止するため、条例を廃止するものです。

議案第17号は、蓼科・中尾辺地計画の変更について議決をお願いするものです。

続きまして、補正予算案件を申し上げます。

議案第18号から議案第25号までは、令和６年度各会計の補正予算となりますが、事業費確定見込み及び事業進捗に伴う補正が主なものとなっております。

議案第26号から議案第33号までは、令和７年度各会計の当初予算ですが、前段で申し上げましたとおりでございます。

報告第１号は、専決処分事項について申し上げるもので、なお、人事案件であります固定資産評価審査委員の選任と農業委員の任命についての同意について、最終日に提出を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

提案いたします案件につきましては、それぞれ担当課長から説明を申し上げますので、ご審議賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

◎日程第４　議会諸報告

議長（今井　清君）　日程第４　議会諸報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しました議長諸般の報告をもって報告とします。

次に、今井健児総務経済常任委員長、報告ありますか。

４番（今井健児君）　総務経済常任委員会の報告は、特にありません。

議長（今井　清君）　次に、芝間教男社会文教建設常任委員長、報告ありますか。

５番（芝間教男君）　社会文教建設常任委員会の報告は、特にございません。

議長（今井　清君）　これで議会諸報告を終わります。

◎日程第５　議案第３号～日程第６　議案第４号

議長（今井　清君）　日程第５　議案第３号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について及び日程第６　議案第４号　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。今井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長　今井　一行君　登壇〉

総務課長（今井一行君）　議案第３号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに変えて新たに拘禁刑が創設されることから、関係条例の一部を改正するものであります。

第１条は、立科町個人情報保護法施行条例、第２条は、立科町水道水源保護条例、第３条は、立科町公共物管理条例の改正で、それぞれの条例の条文中「懲役」を「禁錮刑」に、第４条は、立科町消防団条例、第５条は、立科町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の改正で、それぞれの条例の条文中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであります。

附則として、施行期日は第１項で、刑法等の一部を改正する法律の施行期日であります令和７年６月１日からとします。第２項及び第３項は、罰則の適用等に関する経過措置、第４項は、人の資格に関する経過措置を定めるものです。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第４号について、提案理由の説明を申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法でありますが、こちらについて条項ずれが生じるために、この条項を引用している関係条例の一部を改正するものです。

第１条については、立科町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の改正で、この条例の第２条の条文中「第２条第８項」を「第２条第９項」に、「第２条第12項」を「第２条第13項」に、「第２条第14項」を「第２条第15項」に改めるものです。

第２条は、立科町町税条例の改正で、番号法を引用している条文中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改めるものです。

附則として、施行日は法律の施行日と合わせ、令和７年４月１日とするものです。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第７　議案第５号

議長（今井　清君）　日程第７　議案第５号　立科町子ども・子育て会議条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長　荻原　義行君　登壇〉

町民課長（荻原義行君）　議案第５号　立科町子ども・子育て会議条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町子ども・子育て会議条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

条例案の内容につきましては、提出したとおりであります。

本条例制定の根拠となりますのは、子ども・子育て支援法によるものとなります。子ども・子育て支援法第72条第１項には、市町村は条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとすると規定されています。

当町では、現在、第３期立科町子ども・子育て支援事業計画を策定中であり、本年度中に策定する計画でおりますが、策定に当たり、立科町子ども・子育て支援事業計画策定委員会規則に定める委員会において審議いただいております。

戻りまして、子ども・子育て支援法第72条第１項第３号では、市町村子ども・子育て支援事業計画に関する事項を処理することと規定されており、今後、当計画策定後

の見直しなどにつきましても審議いただけるよう、立科町子ども・子育て会議を設けようとするものです。

また、各条文の内容につきましては、現行の立科町子ども・子育て支援事業計画策定委員会規則を基本として、その考え方を継承しており、本条例の制定に合わせ、立科町子ども・子育て支援事業計画策定委員会規則は廃止することとしております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第８　議案第６号～日程第13　議案第11号

議長（今井　清君）　日程第８　議案第６号　立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第13　議案第11号　立科町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの６件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。今井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長　今井　一行君　登壇〉

総務課長（今井一行君）　議案第６号　立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

この改正は、国保制度改革に基づき、令和９年度までに資産割を廃止することとした算定方式の県下統一に向けた税率改正に係る改正であります。

資産割の廃止に向けた税率改正では、令和６年度までは所得税の税率改正により対応してきましたが、応能・応益のバランスを調整すること、所得割の上げ幅を抑えることなどから、今回は所得割と均等割を引き上げる改正となります。

第３条から第５条の改正は、医療分となります。

第３条は、所得割で100分の7.3に、第４条は、資産割で100分の6.0に、第５条は、均等割で２万3,000円にそれぞれ改めるものです。

第６条から第７条の２の改正は、後期高齢者支援金分となります。

第６条は、均等割で100分の2.8に、第７条は、資産割で100分の1.71に、第７条の２は、均等割で8,000円にそれぞれ改めます。

第８条から第９条の２の改正は、介護分となります。

第８条は、所得割で100分の2.8に、第９条は、資産割で100分の2.55に、第９条の２は、均等割で１万1,200円にそれぞれ改めます。

第23条の改正は、国民健康保険税の減額の規定を均等割額の改正に合わせ改正するものです。

第１項第１号の改正は、均等割の７割軽減、同項第２号の改正は５割軽減、同項第３号の改正は２割軽減に係るものです。

第２項の改正は、未就学児の軽減に係る規定の改正で、第１号の改正は医療保険分、第２号の改正は、後期高齢者支援金分の改正です。

附則として、施行期日は令和７年４月１日から施行するものとし、第２項適用区分として、令和７年度以降の年度日に適用するものとします。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第７号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

この条例は、令和６年の人事院及び長野県人事院会により勧告された、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備、給与制度のアップデート等について、令和６年12月に改正した以外の所要の改正を行うものです。

第13条の改正は、配偶者に係る扶養手当を廃止するもの、第14条は、子に係る扶養手当を１万3,000円に、配偶者と子以外の手当は6,500円で変更ありません。第２項は、文言の整理、第３項は、扶養手当の数の変更等に伴う支給額の改定など、必要な事項を規則に委任するものです。

第５条は、扶養手当の数の変更等に伴う支給額の改定など、必要な事項について、第14条第３項で規則に委任することとしたため、削除とするものです。

第16条は、第15条の改定に伴う見出しを付するものです。

第17条は、有料道路の料金も支給の対象に加える改正であります。

第18条は、通勤手当に関する規定で、片道９キロを上限としていた手当を55キロメートルまで引き上げるもので、９キロ以上15キロ未満を１万2,200円、15キロ以上25キロ未満を１万2,900円、25キロ以上35キロ未満を１万8,700円、35キロ以上45キロ未満を２万4,400円、45キロ以上55キロ未満を２万8,000円、55キロ以上を３万1,600円とするものです。

第２号においては、支給の限度額を定める部分を削り、第３項で人事院委員会勧告に合わせ、支給の限度額を15万円とするものです。

第27条第１項の改正は、昨年12月の改正で引き上げた期末手当を６月と12月で同率になるようにならすものであります。

第27条の２の改正は、議案第３号同様に、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う禁錮が廃止されることから、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

第30条の改正は、昨年12月の改正で引き上げた勤勉手当を６月、12月で同率になるようならすものです。

２ページから９ページの上段、別表第１の改正は、人事院勧告による給与制度のア

ップデートに対応する改正で、主任以上の俸給の最低水準を引き上げるものです。

附則として、第１条で、この条例の施行日は令和７年４月１日とし、第27の２及び第27の３の改正規定は、刑法等の一部を改正する法律の施行日であります令和７年６月１日からとするものです。

第２条及び第３条は、本年３月31日時点での在級職員の号俸の切替えに関する規定。

第４条は、扶養手当の段階的措置で、令和７年度の扶養手当について、配偶者は3,000円、子に係る扶養手当を１万1,500円とするものです。

第５条は、この条例の施行前に禁錮刑、禁錮以上の刑に起訴されていた者についてのみなし規定です。

第６条は、改正条例の施行に関する事項の委任規定であります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第８号　立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

附属機関は、地方自治法第138条の４で、法律又は条例の定めるところにより置くことができるとされておりますが、一部附属機関について、条例で定めていないもの、新たに設置するものがあるので追加をするものです。

立科町総合戦略評価委員会と立科町権現の湯バイオマスボイラー推進協議会を追加します。担任する事務、定数、任期は議案書のとおりです。

立科町次世代育成支援対策行動計画策定委員会、立科町子ども・子育て支援事業計画策定委員会は、それぞれの計画の策定が終了したため廃止し、立科町「人・農地プラン」検討会は、国の制度改正による廃止といたします。

立科町農業振興ビジョン策定委員会、立科町農作業料金協定会議は、規定漏れにより追加するもので、担任する事務、定数、任期は議案書のとおりです。

教育委員会の部として、立科町奨学金支給検証委員会を追加し、担任する事務、定数、任期は議案書のとおりです。

附則として、令和７年４月１日から施行するものとします。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第９号　特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に係る条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

地方自治法第203条の２において、委員会の非常勤の委員、附属機関の委員等、非

常勤の職員に対しては報酬を支給しなければならず、その額と費用弁償は条例で定めなければならないと規定されています。新たに規定する委員及び一部の委員について規定漏れがありましたので、整理をし、追加するものです。

今回の改正は、別表全部改正とするものですが、新たに執行機関、附属機関、その他として区分を追加し、並び順も変更いたしました。

追加したものを申し上げます。

１ページ下段の立科町総合戦略評価委員、２ページの上から６項目めの立科町権現の湯バイオマスボイラー推進協議会委員、それから、下から７項目めになります、立科町子ども・子育て会議委員、３ページの上から３・４項目め、農業振興ビジョン策定委員会と農作業料金協定会議委員、４ページの上から６項目め、立科町奨学金支給検証委員会委員、５ページの上から５項目め、鳥獣被害対策実施隊、そこから５・６項目めのスポーツ推進委員、地域クラブ運営協議会委員報酬は、それぞれ日6,800円を追加いたします。

５ページの保育園医、学校医、学校薬剤師、学校職員健康管理医を追加し、こちらの報酬は議案書のとおりです。

備考として、日額報酬の定めのある職員について、勤務時間が１日未満の場合は、任命権者が報酬額を支給するものとします。

こちらは、新旧対象表のほうで網かけをしたものが追加あるいは削除のものでありますので、参考としていただければと思います。

附則として、令和７年４月１日から施行するものとします。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号　立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

この条例は、消防団員に係る損害賠償について規定をしております。損害賠償の額や、その内容については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令により規定されており、具体的な俸給月額等は、一般職の職員の給与に関する法律を参考に定められています。この一般職の職員の給与に関する法律の一部改正が行われたことから、損害補償の額の算定基礎となる補償基準額の改正を行うものであります。

第５条第２項第２号の改正で、消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を9,700円に、最高額を１万4,500円に改めるものであります。

同条第３項の改正で、扶養に係る補償基礎額の加算額を配偶者は100円に、22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子は383円に、その他の扶養親族については217円に改めるものであります。

別表の改正は補償基礎額の改正で、団長及び副団長については10年以上10年未満を１万2,900円、10年以上20年未満を１万3,700円、20年以上を１万4,500円、分団長及び副分団長は10年未満１万1,300円、10年以上20年未満１万2,100円、20年以上１万2,900円、班長及び団員については10年未満9,700円、10年以上20年未満を１万500円、20年以上を１万1,300円に改めるものです。

附則として、施行期日は令和７年４月１日から施行するものとして、経過措置として施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び施行期日前に支給すべき事由の生じた施行期日前の期間に係る傷病補償年金等については、改正前の例によるものとするものです。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第11号　立科町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、消防団におけるシニア層の活躍を推進する観点から、消防団員の退職報償金の勤務年数区分に新たに35年以上の区分を追加するための改正です。

別表の全部改正をいたしますが、一番右が今回追加となるものです。

消防団員の退職保障金の勤務年数区分に新たに35年以上の区分を追加し、団長107万9,000円、副団長100万9,000円、分団長94万9,000円、副分団長90万9,000円、班長83万4,000円、団長78万9,000円とするものです。

附則として、施行期日は令和７年４月１日から施行するものとし、経過措置として令和７年４月以後に退職した消防団員に提供するものとするものです。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（今井　清君）　ここで暫時休憩といたします。再開は11時５分からです。休憩に入ります。

（午前10時56分　休憩）

（午前11時05分　再開）

議長（今井　清君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第14　議案第12号～日程第15　議案第13号

議長（今井　清君）　日程第14　議案第12号　公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び日程第15　議案第13号　立科町テレワークセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。竹重企画課長、登壇の上、願います。

〈企画課長　竹重　和明君　登壇〉

企画課長（竹重和明君）　議案第12号　公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

この条例は、収益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、公益法人等への職員の派遣等に関し、必要な事項を定めているものでございます。法律の目的は、地方公共団体が人的支援を行うことが必要と認められる公益的法人等の業務に専ら従事させるために、職員を派遣する制度等の整備及び公益的法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することであります。

この法律の規定に基づき、本年４月１日に、町が設立を計画している一般社団法人立科町振興公社の安定的な事業運営を担う職員の派遣を可能とするため、条例の一部改正を行うものであります。

裏面をお願いいたします。

職員の派遣の第２条第１項の職員を派遣することができる団体に、一般社団法人立科町振興公社を加えます。

第３条第３号では、第２条を前条に改め、例規として適正な記述にいたします。

第４条の派遣職員の給与では、まず、地方公務員法第57条に規定する単純労務職員については、当町において該当職種が存在しないことから削り、同様に第５条中、第８条中の見出し及び同条中並びに第15条中の単純労務職員をそれぞれ削るものであります。

また、派遣する職員の給与については、一般職の職員の給与に関する条例を適用し、派遣元に勤務する職員と均衡を図るための改正であり、第８条では、企業職員に対しても同様の措置ができるよう改正をするものでございます。

その他、所要の改正を行い、最後に附則で、施行日を令和７年４月１日としております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議案第13号　立科町テレワークセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町テレワークセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

テレワークセンターは、平成30年度に総務省のふるさとテレワーク推進事業を活用し、ふるさと交流館の２階部分を、社会福祉型テレワークの拠点として整備を行いましたが、この条例はそのときに制定をしたものでございます。

第２条の目的及び設置では、テレワークによる地域住民の雇用創出、就労支援、所得向上及び企業誘致を目的として、テレワークセンターを設置すると規定しており、運営体制の確立・強化を図るため、この目的に沿って実施する体制が本年４月１日以降、町から町が設立を予定している一般社団法人立科町振興公社に移行することから、この条例の一部改正を行うものでございます。

裏面をお願いいたします。

第３条第２項は、テレワークセンターを仕切りで区切った場所をそれぞれのスペース及びブースとして定めておりましたが、テレワークセンターを一括して、町が一般社団法人立科町振興公社に賃貸借契約により貸し付けることから、規定をする必要がなくなり、削るものであります。

また、同様の理由で、現行の第４条使用の許可から第10条使用終了の届出も規定する必要がなくなり、第４条は、管理、町長は、この条例の定めるところにより施設を管理しなければならないと改め、第５条から第10条までを削ります。

第11条の補足では、本文中の「必要」を「施設の管理及び運営に関し必要」に改め、この条例に定めるもののほか、施設の管理及び運営に関し、必要な事項は町長が別に定めるとして規則で定め、同条を第５条とするものであります。

また、サテライトオフィスブースの年額使用料を定めた別表も不要となったことから削り、附則で施行日を令和７年４月１日とするものでございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第16　議案第14号

議長（今井　清君）　日程第16　議案第14号　立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長　荻原　義行君　登壇〉

町民課長（荻原義行君）　議案第14号　立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正す

る条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

改正の内容は裏面にございます。

立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第７号中「500円（費用額から前各号に規定する額を控除した額が500円に満たないときは、その額）」を「別に定める額」に改める。

附則として、この条例は令和７年８月１日から施行し、同日以降に行われる療養の給付等から適用する。

いわゆる個人負担に当たる額を上限500円と定めている部分について、子育て支援として、受給者の負担を軽減する観点から、いわゆる子ども医療費を無償化しようとする趣旨でありますが、この個人負担を定めている部分を、多くの自治体では、規則で規定していることを参考といたしまして、条例中別に定める額とし、新たに規則を制定し、規定することとしたものです。

規則の中の条文は、「条例第６条第７号に規定する診療報酬明細書等ごとの額は500円とし、500円に満たないときはその額とする。ただし、出生の日から満18歳に達する日以降の最初の３月31日までの間にある者の額はゼロ円とする」と規定することとしております。

施行時期は、電算システムの改修に相応の期間を要することと、毎年更新している福祉医療費受給者証の更新時期が８月であることから、これに合わせ、令和７年８月１日から適用することとしたものです。

この改正によりまして、これまでの実績から、令和７年度では150万円程度、受給者の負担が軽減されまして、町の財政負担が増えると試算をしております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第17　議案第15号

議長（今井　清君）　日程第17　議案第15号　立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。羽場教育次長、登壇の上、願います。

〈教育次長　羽場　厚子君　登壇〉

教育次長（羽場厚子君）　議案第15号　立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。

令和６年６月19日に交付された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律では、栄養士法の改正がされ、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となりました。これに伴う児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令により、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業者等のほかで調理し、搬入する方法により行う際に、求めている栄養士による必要な配慮について、栄養士または管理栄養士による必要な配慮とするものです。

第16条第１項第２号の「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」とし、令和７年４月１日から施行いたします。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第18　議案第16号

議長（今井　清君）　日程第18　議案第16号　立科町観光牧場運営基金条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

市川産業振興課長、登壇の上、願います。

〈産業振興課長　市川　偉君　登壇〉

産業振興課長（市川　偉君）　議案第16号　立科町観光牧場運営基金条例を廃止する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町観光牧場運営基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

立科町観光牧場運営基金条例は、蓼科第一牧場に観賞牛を導入するために制定いたしましたが、平成23年度に、観賞牛の放牧を取りやめており、今後も基金を利用する必要がないことから、今回、廃止するものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行することとします。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第19　議案第17号

議長（今井　清君）　日程第19　議案第17号　蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。竹重企画課長、登壇の上、願います。

〈企画課長　竹重　和明君　登壇〉

企画課長（竹重和明君）　議案第17号　蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を別紙のとおり変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第８項において準用する同条第１項の規定により、議会の議決を求める。

本日提出、立科町長。

同法に基づき、当町では、蓼科地区及び中尾・美上下地区を辺地として定めており、この地区において、公共的施設を整備しようとする場合は、同法第３条の規定により、総合整備計画を県知事と協議をし、議会の議決を経て、総務大臣に提出します。そして、この総合整備計画を策定・変更することにより、財源的に有利な起債、辺地対策事業債を活用することができるようになります。

令和５年３月に策定した、令和５年度から７年度までの総合整備計画の第３次変更について、別紙のとおり定めるものでございます。

なお、２月の議会全員協議会でご指摘をいただいた箇所につきましては、県に相談をし、辺地対策事業債の予定額には変更がなく、語句等の軽微な変更のため、協議の回答は変わらないと判断され、修正が反映されております。

２枚おめくりいただき、１ページ、総合整備計画書をご覧ください。

２、公共的施設の整備を必要とする事情の項では、下線部分が変更箇所となります。２ページ１段目の白樺高原公衆トイレ整備事業と、２段落目のスキー場整備事業の間に、夢の平キャンプ場トイレ整備事業がございましたが、使用期間等を考慮し、現在仮設トイレの活用を考えており、今回、この事業を計画から削除するものであります。

次に、２段目のスキー場整備事業では、中段、下線部分の「両スキー場の全てのリフトは建設から30年以上経過し、老朽化が顕著になっていることから、リフトの安全運行の確保や増嵩するリフト整備費抑制、リフトのグリーンシーズン利用を含めたスキー場の魅力向上に資するため、索道施設の大規模改修、撤去、更新を行い、通年型施設として整備を図る」ことを追加しております。

その次の文章は、表記の追加や修正を行い、「また、近年の少雪環境下においても安定的に造雪できる人工降雪設備の整備や圧雪車の購入、トイレ整備など索道施設に関連する施設整備の全般に関わる新設・更新等を計画的に順次行い、スキー場の集客力向上を図り、新たな雇用の創出や地域作業の活性化を進めます。」に改めます。

次に、３段落下の蓼科園地及び蓼科野外音楽ホール整備事業では、下線部分の「や案内看板の未設置等により利用者にとって利用環境が芳しくない状況にあることから、」を追加、修正し、案内看板の整備等により、利用環境を整えるものでございま

す。

４ページの３、公共的施設の整備計画をご覧ください。

上から６段目の夢の平キャンプ場トイレ整備事業は、先ほどの理由で削除し、７段目、スキー場整備事業では、今回から施設整備分と大規模改修等分の２段にいたします。

施設整備分では、これまでの事業費を精査し、本年度スキー場のトイレ改修を予定しており、その事業費を加え、300万円の増額が必要であることから、事業費等全ての金額を２億9,120万円から２億9,420万円に変更いたします。

大規模改修等分は、２つのスキー場の索道施設の大規模改修撤去更新に係る費用で、令和７年度から13年度の総額として、事業費等関係する列に35億を計上するものでございます。

３段下の蓼科園地及び蓼科野外音楽ホール整備事業では、案内看板の整備等により、事業費等全ての金額を400万円増額し、1,800万円といたします。合計の事業費は７億1,820万円から42億520万円、財源内訳の一般財源とその右の列の一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額の合計は６億4,160万円から34億8,700万円を増額し、41億2,860万円とするものでございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第20　議案第18号

議長（今井　清君）　日程第20　議案第18号　令和６年度立科町一般会計補正予算（第７号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。今井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長　今井　一行君　登壇〉

総務課長（今井一行君）　議案第18号　令和６年度立科町一般会計補正予算（第７号）について、提案理由の説明を申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,742万7,000円を追加し、予算の総額を60億8,761万7,000円とするものです。

第２条、繰越明許費の補正は、「第２表　繰越明許費補正」によります。

第３条、地方債の補正は、「第３表　地方債補正」によります。

本日提出、立科町長。

２ページから５ページまでは、第１表、歳入歳出予算補正の歳入と歳出になります。

６ページは、第２表、繰越明許費補正です。これは、本年度に予算化してある事業について、事業の進捗状況により、翌年度に繰り越して執行するため、事業費の限度

額を定めるものであります。

２款総務費では、１項総務管理費、公用車更新事業は、納車が年度内に完了しないため、３款民生費は、２項児童福祉費で、出産・子育て応援交付金システム改修事業で、今年度中の着手について補助対象となるが、改修の詳細が示されておらず、事業完了が翌年度になるため、７款土木費では、２項道路橋梁費、町道改良事業は、町道外倉峰線拡幅事業について、全体事業の見直しが必要となり、事業着手が翌年度になるため、橋梁長寿命化修繕事業は、追加工事等が判明し、年度内の完了が困難であるため、４項住宅費、町営住宅建設事業は、令和７年度中の完成を予定し、事業を進めているためであります。

７ページは、第３表、地方債補正です。変更でございますが、事業費の確定及び見込みにより、辺地対策事業で1,040万円の減額、過疎対策事業では2,370万円の減額、公共事業等では210万円を増額と、それぞれ限度額の変更をいたします。起債の方法、利率償還の方法に変更はありません。

８ページ、９ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括となります。

10ページをお願いいたします。歳入の主な内容について説明いたします。

１款町税は、１項町民税、２項固定資産税、５項入湯税をそれぞれ実績見込みによる増額補正をいたします。

10款地方特例交付金は、２項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で、確定見込みにより63万円の増額。

11款地方交付税１項１目地方交付税は、普通交付税で、臨時経済対策費及び企業会計に伴う経費負担の増加。臨時財政対策債の元利償還金の財源措置等追加交付により7,287万3,000円の増額計上です。

13款分担金及び負担金１項負担金は、令和元年債による頭首工の復旧事業費の確定により、受益者負担金として40万円の計上。

14款使用料及び手数料は、それぞれ実績及び実績見込みによる補正です。

12ページをお願いいたします。

15款国庫支出金は、１項国庫負担金１目民生費国庫負担金、障害者支援事業負担金は、障害者支援事業費の増額に伴う国庫負担金の増額補正、児童手当負担金、介護保険料低所得者軽減負担金、未熟児養育医療等負担金は、交付決定及び見込みによる補正です。２項国庫補助金１目総務費国庫補助金、物価高騰対応応援地方創生臨時交付金は、実績見込みによる減額、２目民生費国庫補助金、出産・子育て応援交付金は、妊婦のための支給応援対応に伴う改修費に対する交付金です。

13ページ、土木費国庫補助金は、交付決定及び実績による補正です。

16款県支出金１項県負担金は、事業費確定見込みによる補正です。

14ページにかけまして、２項県補助金は、交付決定及び事業費確定による補正です。

17款財産収入１項財産運用収入１目財産貸付収入１節土地建物貸付収入は、実績見

込みにより696万3,000円を増額、２節滞納繰越分は、大口の納入があり、220万円を増額いたしました。２目利子及び配当金は、基金の積立利子の実績による計上です。

15ページ、中段、18款１項寄附金２目消防費寄附金は、消防施設整備費寄附金の確定による計上です。３目教育費寄附金は、町内企業２社からの寄附があり、増額計上をするものです。

19款繰入金２項基金繰入金４目地域福祉基金繰入金は、基金の利子配分の確定見込みによる増額計上です。

16ページ、21款諸収入４項雑入は、実績見込みによるものです。

22款町債は、それぞれ事業費の確定及び見込みによる借入額の補正です。

17ページからは、歳出となります。

２款総務費１項総務管理費１目一般管理費は、会計年度任用職員に係る町村総合事務組合負担金及び扶養手当について、実績見込みによる増額です。３目財産管理費、010208基金管理経費は、基金運用による利子積立ての補正のほか、24002減債基金積立金1,572万2,000円の補正のうち、1,587万2,000円を追加交付となった地方交付税から臨時財政対策債償還基金分への積立て、24004その他目的基金の積立金では、利子積立ての補正と合わせ、２億5,000万円を公共施設等整備基金に積立てするものです。

18ページ下段から19ページ、５目企画費は、各事業経費において実績による減額補正です。010232地域おこし協力隊経費1,141万7,000円の減は、新規隊員が採用とならなかったための減額が主なものであります。

20ページ、７目消費者保護推進費は、消費者被害防止対策機器購入費補助金の実績見込みによる増額補正です。８目情報化推進費は、入札差金による減額のほか、実績による減額補正です。12目定額減税調整給付金給付事業費は、実績による減額です。給付額は1,210人に対し、5,091万円でした。

21ページ、３項１目戸籍住民基本台帳費は、実績による減額です。７項コミュニティ費は、スポット職員の通勤手当の増額と、木質バイオマスボイラー導入に向け、現状の配管図作成業務委託料の計上です。

22ページをお願いいたします。

３款民生費１項社会福祉費１目社会福祉総務費、国民健康保険特別会計の繰出金は、マイナンバーカードと保険証の一体化対応が国庫補助対象となったため、134万4,000円の減額補正となります。２目障害者福祉費、３目福祉医療費は実績見込みによる増額、５目臨時特別支援事業費、010316住民税非課税世帯等臨時特別給付事業経費から、23ページ下段、010362追加住民税均等割のみ課税世帯給付事業経費は、実績による減額補正です。010364住民税非課税世帯物価高騰対策支援給付金は、令和６年11月に閣議決定された、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により、住民税非課税世帯に対する給付金、１世帯３万円の事業費2,314万6,000円を計上するものです。

24ページ、２項児童福祉費１目児童福祉総務費から、25ページ、３目保育所費は実

績見込みによる補正が主なものですが、２目子育て支援費、010323子育て支援事業経費、委託料50万6,000円は、令和７年４月から施行される妊婦のための支援給付の実施に必要なシステム改修を、令和６年度の出産・子育て応援交付金を活用して実施するため、補正計上し、全額が繰越しとなります。５目臨時特別支援事業費は、住民税非課税世帯物価高騰対策支援給付金３万円の支給世帯に対する18歳以下の児童を扶養している世帯への児童１人当たり２万円の加算をするため、電算システムの改修など、準備に係る経費12万3,000円の計上です。

26ページにかけまして、３項高齢者福祉費１目高齢者福祉総務費は、人件費のほか、後期高齢者医療広域連合に対する負担金の確定のほか、後期高齢者医療介護保険特別会計への繰出金を実績見込みにより減額するものであります。２目高齢者福祉事業費は、010335居宅介護支援事業経費の扶助費は、家庭介護者慰労金25名の方への支給実績により、132万円を減額し、010337敬老の日事業経費の扶助費では、敬老祝金を米寿35名、白寿６名、百寿４名の方への支給実績により、25万円を減額しました。010377高齢者共同住宅事業経費は、最低賃金改定伴う委託料の増、010380地域包括支援センター事業経費の件は、居宅介護支援事業所が予防介護支援事業所の指定を受け、予防介護支援について、受給者と直接契約できるようになったことによる委託料の減額です。

27ページ、28ページ、４款衛生費は、企業会計による会計年度任用職員の人件費、人事異動による人件費の補正のほか、実績見込みによる補正です。

29ページまでの５款農林水産業費１項農業費、30ページ、２項の林業費は、実績見込みによる補正です。

30ページ、３項土地改良費１目土地改良事業費は、県営かんがい排水事業で、７年度予定の国の事業費が前倒しで確定したため、立科幹線地区事業の２分の１が次年度事業となったため、増額するものです。

31ページ、６款商工費１項商工費３目地域交通対策費では、立科定額タクシーチケット販売事業で、利用者の増加に伴い、負担金を増額補正するものです。２項観光費１目観光総務費は、指定管理者による修繕の実績により、索道事業特別会計への繰出金500万円を増額、３目観光施設費は事業の実績による減額です。

32ページ、７款土木費１項土木管理費１目土木総務費は、児童手当法改正による水道事業会計負担金の増額補正です。２項道路橋梁費１目道路維持費２目道路新設改良舗装費は、財源内訳の補正、５目国庫補助道路整備事業費は、橋梁長寿命化修繕工事の事業費増による増額補正です。４項住宅費は、住宅改修補助金の申請がなかったため、87万円の減額です。

34ページ、５項下水道費では、下水道事業会計の決算見込みにより補助金を減額補正いたします。

８款消防費は、財源内訳の補正です。

35ページ、９款教育費１項教育総務費は、２社からの寄附金200万円を教育振興協議会に交付するものであります。２項小学校費は、財源内訳の補正、３項中学校費は、給食材料費について、物価高により増額補正です。

36ページ、社会体育費は、財源内訳の補正です。

12款予備費は、１億893万円を減額し、歳入歳出の差額を調整いたしました。

37ページ以降は、給与費明細となりますので、ご確認ください。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第21　議案第19号～日程第23　議案第21号

議長（今井　清君）　日程第21　議案第19号　令和６年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてから、日程第23　議案第21号　令和６年度立科町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてまでの３件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長　荻原　義行君　登壇〉

町民課長（荻原義行君）　議案第19号　令和６年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書１ページをご覧ください。

令和６年度立科町の国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,364万2,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ７億7,831万円とする。

本日提出、立科町長。

２ページ、３ページは、第１表、歳入歳出予算補正の歳入と歳出です。

４ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括になります。

５ページをご覧ください。

歳入について、３款県支出金は、保険給付費の支払い実績の推移から実績見込みによる5,000万円の減額です。

４款財産収入は、基金積立金利子の配分確定による増額です。

５款１項１目一般会計繰入金は、後ほど申し上げます、８款国庫支出金の増額に伴い、一般会計からの繰入金を134万4,000円減額するものです。

５款２項１目基金繰入金は、調整による減額です。

６ページ、６款繰越金は、前年度繰越金の実績により831万円の増額です。

８款国庫支出金は、社会保障・税番号制度、マイナンバーカードと保険証の一体化、システム整備等補助金の交付決定に伴う増額です。

７ページから歳出となります。

２款保険給付費は、これまでの支払い実績の推移から、実績見込みにより計上しております。

１款１目療養給付費で5,000万円の減額です。

４款保健事業費は、会計年度任用職員報酬について、人事委員会勧告に伴う増額補正。

５款基金積立金は、基金積立金利子の配分確定による増額です。

８ページ、６款１項１目一般被保険者保険税還付金は、被保険者の異動に伴い、国保資格喪失の際の還付金について、実績見込みに伴う増額です。１項５目保険給付費等交付金償還金は、令和５年度普通交付金の実績に伴う精算により525万6,000円を国へ返還するもので、おおむね例年発生をしているものです。

９ページからは、給与費明細書となります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第20号　令和６年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算書１ページをご覧ください。

令和６年度立科町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ93万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ１億802万6,000円とするものです。

本日提出、立科町長。

２ページ、３ページは、第１表、歳入歳出予算補正の歳入と歳出です。

３ページは、事項別明細書の総括になります。

４ページをご覧ください。

歳入について、１款保険料は、実績見込みによりまして計43万1,000円の増額です。

３款繰入金は、保険基盤安定繰入金の確定に伴う増額、４款繰越金は、前年度繰越金の確定に伴う増額です。

５ページ、歳出、２款後期高齢者医療広域連合納付金は、実績見込みによりまして93万6,000円の増額です。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第21号　令和６年度立科町介護保険特別会計補正予算（第２号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

１ページをご覧ください。

令和６年度立科町の介護保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところに

よる。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,007万5,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ10億4,964万5,000円とするものです。

本日提出、立科町長。

２ページ、３ページは、第１表の歳入と歳出になります。

４ページは、事項別明細書の総括になります。

５ページをご覧ください。

歳入ですが、４款１項国庫負担金は、交付決定に伴い550万円の減額です。

同じく、４款２項国庫補助金も、交付決定により計290万8,000円の増額補正です。

同様に、６款県支出金も、交付決定により41万5,000円の減額です。

６ページ、７款財産収入は、基金利子の確定に伴う増額、８款１項一般会計繰入金は、給付費の実績見込みにより1,487万5,000円の減、８款２項基金繰入金は、調整により843万4,000円の減、10款諸収入は、実績見込みにより減額です。

７ページから歳出ですが、２款１項介護サービス給付費は、実績見込みに伴い１億万300万円の減額、以降９ページにかけまして、２款保険給付費、３款地域支援事業費は実績見込みに伴う減額です。

２款４項高額介護サービス費は400万円の減、５項特定入所者介護サービス費は1,200万円の減、３款１項包括的支援事業任意事業費は108万7,000円の減、３款２項介護予防生活支援サービス事業費は60万円の減、３款３項一般介護予防事業費は36万5,000円の減、４款基金積立金は基金利子収入の確定による増、10ページ、６款予備費は、調整により9,077万2,000円の増ですが、例年、国県支払基金への翌年度精算に伴う返還金を見込んでいるものと、今年度分で交付決定額が未確定である調整交付金、支払基金交付金が最終的に減額となる見込みであるため、一旦予備費として計上をしているものです。

全体といたしまして、当初の見込みより給付費などが伸びなかったことにより減額となっておりますが、主な要因として考えられることは、受給者の減少などが挙げられるところです。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第24　議案第22号

議長（今井　清君）　日程第24　議案第22号　令和６年度立科町索道事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。市川産業振興課長、登壇の上、願います。

〈産業振興課長　市川　偉君　登壇〉

産業振興課長（市川　偉君）　議案第22号　令和６年度立科町索道事業特別会計補正予算（第２号）について、提案理由の説明を申し上げます。

１ページをご覧ください。

第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を１億3,519万9,000円とするものでございます。

本日提出、立科町長。

２ページは、第１表、歳入歳出予算補正の歳入と歳出になります。

３ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

４ページは、歳入と歳出になります。

歳入の１款１項繰入金及び歳出の１款１項索道事業費１目リフト事業費の増額は、立科町索道事業に係る指定管理に関する仕様書に基づく施設設備の消耗費等の交換、維持補修に係る費用の負担について、町の負担が見込まれることから、歳入では一般会計繰入金、歳出では負担金をそれぞれ500万円増額いたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第25　議案第23号～日程第27　議案第25号

議長（今井　清君）　日程第25　議案第23号　令和６年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてから、日程第27　議案第25号　令和６年度立科町下水道事業会計補正予算（第２号）についてまでの３件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、お願いします。

〈建設環境課長　篠原　英男君　登壇〉

建設環境課長（篠原英男君）　議案第23号　令和６年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第１号）について、提案理由の説明を申し上げます。

１ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,201万6,000円とするものでございます。

本日提出、立科町長。

４ページをご覧ください。

歳入では、それぞれ決算見込みにより２款使用料及び手数料１目下水道使用料を305万円の増額、３款財産収入１目利子及び配当を35万4,000円の増額、４款繰入金１目基金繰入金を953万6,000円の皆減といたします。

５款繰越金１目繰越金について、額の確定により791万3,000円の増額といたします。

５ページをご覧ください。

歳出では、１款衛生費１目下水道管理費について、10節需用費は決算見込みにより200万円の減額、額の確定により12節委託料13万5,000円の減額、14節工事請負費２万2,000円の減額、その他それぞれ決算見込みにより24節積立金433万4,000円の増額、26節公課費39万6,000円の減額とし、合計178万1,000円の増額といたします。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第24号　令和６年度立科町水道事業会計補正予算（第３号）について、提案理由の説明を申し上げます。

１ページをご覧ください。

収益的収入及び支出。第２条、令和６年度立科町水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第１款水道事業収益、第２項営業外収益について４万円増額し、4,953万1,000円といたします。

第２款水道事業費用について、第１項営業費用を69万1,000円増額し、２億6,599万6,000円とし、第３項特別損失を14万2,000円増額し、54万2,000円とし、第４項予備費を79万3,000円減額し、1,518万3,000円といたします。

２ページをご覧ください。

資本的収入及び支出。第３条、予算第４条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「１億1,410万8,000円」を「１億1,400万8,000円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第３款資本的収入、第４項固定資産売却代金について、10万円の皆増といたします。

第４条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、職員給与費「2,832万7,000円」を「2,837万5,000円」に改めます。

本日提出、立科町長。

３ページをご覧ください。

収益的収入ですが、１款水道事業収益２項営業外収益２目他会計補助金について、児童手当法改正により、４万円の増額といたします。

収益的支出ですが、２款水道事業費用１項営業費用について、１目原水及び浄水費では、決算見込みにより26節負担金を96万4,000円の増額といたします。

２目配水費配水及び給水費では、児童手当法改正により、３節手当を４万円の増額とし、決算見込みにより12節光熱費を50万円の減額とし、合計46万円の減額といたします。

３目受託工事費では、消火栓更新材料費で11万1,000円の増額といたします。

４目総係費では、職員長期研修中の交通費分として３節手当を８,000円の増額とい

たします。

５目減価償却費では、決算見込みにより１節有形固定資産減価償却費を６万8,000円の増額といたします。

３項特別損失について、４目過年度損益修正損では、決算見込みにより14万2,000円の増額といたします。

４項予備費では、79万3,000円の減額です。

４ページをご覧ください。

資本的収入ですが、３款資本的収入４項固定資産売却代金では、車両購入時の下取りにより10万円の皆増といたします。

５ページは、令和６年度立科町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書です。

６ページ以降は、給与費明細書となっておりますのでご覧ください。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第25号　令和６年度立科町下水道事業会計補正予算（第２号）について、提案理由の説明を申し上げます。

１ページをご覧ください。

収益的収入及び支出。第２条、令和６年度立科町下水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入では、第１款下水道事業収益、第１項営業収益について150万円増額し、１億6,035万5,000円とし、第２項営業外収益について1,093万4,000円減額し、２億8,143万3,000円とし、第３項特別利益について629万1,000円の皆増といたします。

支出では、第２款下水道事業費用、第１項営業費用について1,543万2,000円減額し、４億1,164万6,000円とし、第２項営業外費用について601万4,000円増額し、2,844万4,000円とし、第３項特別損失について627万5,000円増額し、648万9,000円といたします。

２ページをご覧ください。

資本的収入及び支出。第３条、予算第４条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「846万3,000円」を「1,161万1,000円」に、過年度分損益勘定留保資金「846万3,000円」を「1,161万1,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入では、第３款資本的収入第１項企業債について、5,550万円減額し、１億4,240万円とし、第４項固定資産売却代金について８万円の皆増とし、第５項補助金について、１億878万9,000円減額し、２億9,322万8,000円とし、第６項負担金等について、320万1,000円増額し、500万3,000円といたします。

支出では、第４款資本的支出第１項建設改良費について、１億5,786万円減額し、２億6,948万4,000円といたします。

債務負担行為。第４条、予算第５条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、立科特環マンホールポンプ場設備工事を来年度に延期することになったため、次のとおり廃止することといたします。

３ページをご覧ください。

他会計からの補助金。第５条、下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「２億3,964万8,000円」を「２億2,589万1,000円」に改めます。

本日提出、立科町長。

４ページをご覧ください。

資本的収入ですが、それぞれ決算見込みにより、１款下水道事業収益１項営業収益１目下水道使用料を150万円の増額、２項営業外収益２目負担金等を10万5,000円の増額、３目他会計補助金で一般会計補助金1,075万8,000円の減額、４目国庫補助金を62万円の改減、６目長期前受金戻入益を33万9,000円の増額、そのほか３項特別利益１目固定資産売却益を１万6,000円の皆増、２目過年度損益修正益を固定資産の部門間の調整を行うための会計処理として627万5,000円の皆増といたします。

資本的支出ですが、２款下水道事業費用１項営業費用について、１目環境費では、それぞれ決算見込みにより、14節委託料を306万3,000円の減額、15節手数料を113万6,000円の減額、17節修繕費を72万5,000円の減額、25節工事請負費を495万円の減額とし、合計987万4,000円の減額といたします。

５ページをご覧ください。

３目処理場費では、それぞれ決算見込みにより、９節備消品費を30万円の減額、14節委託料を72万4,000円の減額、15節手数料を22万円の減額、21節動力費を244万8,000円の減額、22薬品費を16万2,000円の減額とし、合計385万4,000円の減額といたします。

４目流域下水道費では、決算見込みにより150万5,000円の減額といたします。

６目総係費では、決算見込みにより18節委託料を83万6,000円の減額、31節保険料を３,000円の増額とし、合計83万3,000円の減額といたします。

９目減価償却費では、決算見込みにより、合計で63万4,000円の増額といたします。

２項営業外費用について、決算見込みにより、１目支払利息及び企業債取扱諸費を１万4,000円の増額、２目消費税及び地方消費税を600万円の増額といたします。

３項特別損失について、４目過年度損益修正損では、収入の２目過年度収益修正益と同じく、固定資産の部門間の調整を行うための会計処理として、同額の627万5,000円の増額といたします。

６ページをご覧ください。

資本的収入ですが、３款資本的収入について、それぞれ決算見込みにより、１項企業債１目建設改良企業債では5,550万円の減額といたします。

４項固定資産売却代金では、８万円の皆増といたします。

５項補助金では、１目国庫補助金を１億579万円の減額、３目他会計補助金を299万9,000円の減額といたします。

６項負担金等では、２目分担金を299万8,000円の増額、３目工事負担金を20万3,000円の皆増とします。

資本的支出ですが、４款資本的支出１項建設改良費について、それぞれ決算見込みにより、１目管路建設改良費では、14節委託料を435万円の減額、25節工事請負費を１億1,451万円の減額とし、合計１億1,886万円の減額といたします。

３目処理場建設改良費では、14節委託料を1,600万円の減額、25節工事請負費を2,300万円の減額とし、合計3,900万円の減額といたします。

７ページは、令和６年度立科町下水道事業会計予定キャッシュフロー計算書となっております。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今井　清君）　ここで昼食のため、暫時休憩といたします。再開は午後１時30分からです。休憩に入ります。

（午後０時13分　休憩）

（午後１時30分　再開）

議長（今井　清君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第28　議案第26号

議長（今井　清君）　日程第28　議案第26号　令和７年度立科町一般会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。今井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長　今井　一行君　登壇〉

総務課長（今井一行君）　議案第26号　令和７年度立科町一般会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

１ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ55億4,000万円と定める。第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

地方債。第２条、地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の方法、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

一時借入金。第３条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１億円と定める。

歳入歳出予算の流用。第４条、地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

本日提出、立科町長。

まず初めに、予算編成に当たっての基本的な考え方を申し上げたいと思います。

地方財政計画では、地方交付税が1.6％の増、臨時財政対策債は平成13年度の制度創設以来、初めて新規発行額がゼロとなっており、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税総額は0.9％の減、地方税は6.4％増とされています。

令和７年度予算を編成するに当たり、税収を過年度実績及び令和６年度決算見込み等から地方財政計画と同率の6.4％増を見込み、一方で、地方交付税は、これまでの交付実績を考慮するとともに、給与改定等に対応した算定方法の改定を考慮し、４％の増、臨時財政対策債を地方財政計画のとおり皆減とし、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税総額を前年度比2.5％増で最終的に見込みました。

ＤＸの推進、防災減災対策等の財政需要の増加のほか、給与改定による人件費、燃料価格等の高騰に伴う各種経費等の増嵩にも対応する必要がある中で、第６次立科町総合計画前期基本計画の初年度となることから、基本構想の実現に向け、同計画で定める施策を効果的に実施することを念頭に、重点趣旨に基づく施策を柱として、これらを具体化する事業に重点的な財源配分を行い、また、厳しい財政状況の中で、前年踏襲の固定観念から脱却し、事業を抜本的に見直すことで、歳出の抑制を図るとともに、歳入全般では、積極的な財源確保に努めること等を基本的な考え方として編成をいたしました。

予算総額としては、前年度比１億3,000万円、2.4％増の55億4,000万円と過去最大の規模となりましたが、歳入全般で、国県補助金や有利な事業債等を最大限に活用し、財源確保に努め、収支不足額である財政調整基金からの繰入額は、前年度比5,000万円減の３億2,000万円で調整し、予算総額に対する一般財源の割合は67.9％、前年度比0.8％マイナスとなり、過去10年間では、骨格予算であった平成27年度当初予算に次ぐ、２番目に低い利率となっております。

予算書の説明に戻ります。

２ページから７ページは、第１表、歳入歳出予算款項の区分及び当該区分ごとの金額及び前年度比較です。

８ページは、第２表、地方債です。起債の目的、限度額を順に申し上げます。辺地対策事業2,420万円、過疎対策事業２億6,390万円、公共事業等1,740万円、緊急自然災害防止対策事業7,590万円、緊急防災減災事業1,910万円、合計４億50万円。

起債の方法、証書借入れまたは証券発行、利率４％以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政等の都合により、措置期間、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還、もしくは低利に借換えすることができる。

９ページから11ページまでは、歳入歳出予算事項別明細書の総括です。

12ページから、事項別明細書となります。

まず、歳入から説明申し上げます。

１款町税１項町民税は、個人住民税で前年度比6.1％増、法人町民税では前年度比9.3％の増を見込み、町民税合計２億9,635万円、２項固定資産税は前年度比6.7％増、４億5,867万3,000円、３項軽自動車税は前年度比0.8％増、3,640万円、４項町たばこ税は前年度比2.4％増、4,300万円、５項入湯税は前年度比12.5％増、3,600円をそれぞれ前年度実績を踏まえ、計上いたしました。

14ページ、２款地方譲与税から、17ページ、12款交通安全対策特別交付金までは、実績見込みで計上いたしました。

17ページの13款分担金及び負担金の１項１目民生費負担金は、保育料広域入所保育負担金など児童福祉費負担金、高齢者福祉費負担金は、北佐久郡老人福祉施設佐久良荘の負担金の計上であります。

18ページ、２目農林水産業費負担金は、畑かん施設更新事業地元負担金、３目教育費負担金は、長和町の児童生徒に係る負担金、４目災害復旧費負担金は、頭出しで1,000円の計上です。

18ページ中段から20ページです。

14款使用料及び手数料１項使用料及び２項手数料は、前年度実績による計上です。

21ページ下段、15款国庫支出金２項国庫補助金１目総務費国庫補助金の３節林業木材産業成長産業化促進対策交付金8,534万3,000円は、権現の湯バイオマスボイラー導入に係る交付金です。

23ページ、３項委託金、16款県支出金１項県負担金は、前年度並みの計上となります。

24ページ、２項県補助金２目民生費県補助金、社会福祉費補助金、006長野県価格高騰特別対策支援金685万円は、均等割課税世帯１世帯２万円の給付事業、児童福祉費補助金、005長野県子育て世帯生活支援特別給付金165万5,000円は、均等割のみ課税世帯のうち、18歳未満の児童１人２万円の加算給付する事業に対する県補助金です。

26ページ、３項委託金、選挙費委託金は、参議院議員通常選挙に係る委託金950万円を計上いたしました。

27ページ、17款財産収入１項財産運用収入１目財産貸付収入、008その他建物貸付

収入には、テレワークセンターの新法人、一般社団法人立科町振興公社への貸付料92万円を含めて計上しています。

28ページ、２項財産売払収入１目不動産売払収入、001立木等売払収入1,300万円は、ビワ石地籍での皆伐による売払収入です。

18款１項寄附金１目総務費寄附金、002ふるさと寄附金は7,000万円増を見込み、１億7,000万2,000円を計上いたしました。

29ページ、19款繰入金２項基金繰入金では、１目財政調整基金からの繰入金は、前年度比5,000万円減の３億2,000万円で計上いたしました。

６目ふるさと活性化基金繰入金は、茂田井公民館新築補助金の財源として、2,500万円を繰入れ予定です。その他の繰入金は、基金設置目的事業への財源とするものであります。

31ページをお願いいたします。

21款諸収入４項１目雑入、016デジタル基盤改革支援補助金9,205万6,000円は、地方公共団体情報システムの標準化・共通化など、デジタル基盤の改革に必要な経費に対する補助金が、地方公共団体情報システム機構の基金を経由して交付されるため、諸収入への計上です。

32ページ、017コミュニティ助成事業補助金2,000万円は、茂田井公民館新築事業について、見込みでの計上です。３節衛生費雑入、006新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金1,344万6,000円は、ワクチン生産体制等緊急整備基金の管理団体による助成のため、諸収入への計上です。

33ページ下段、22款１項町債１目総務債、過疎対策事業債は、権現の湯ポンプ入替え及びバイオマスボイラー設置事業、辺地対策事業債は、地方情報通信設備更新事業、こちらはサブセンターのエアコン更新となります。

34ページ、２目民生費、児童福祉債は、たてしな保育園遊戯室エアコン設置、更衣室増築、出産祝金事業、高齢者福祉債は、共同住宅あんしんの照明器具ＬＥＤ化事業、４目商工債は、御泉水自然園、白樺湖親水公園、女神湖湿地帯遊歩道更新事業、蓼科園地看板設置事業、５目土木費、土木債、１節道路橋梁債、過疎対策事業債は、橋梁長寿命化修繕事業、緊急自然災害防止対策事業債は、町道各路線の整備修繕事業、６目教育債１節教育総務債は、児童生徒及び教師用端末のウインドウズ11へのアップデート、２節中学校債は、教科書改訂事業、７目消防債は、衛星系防災行政無線設備更新事業に係る借入れなど、総額で、前年比３億2,360万円減となる４億50万円を計上いたしました。

35ページからは、歳出となります。

１款議会費１項１目議会費では、議員手当・職員手当など、前年比97万8,000円の増額で計上いたしました。

36ページから、２款総務費１項総務管理費です。１目一般管理費は、前年度比

3,445万円増の４億1,028万8,000円となります。010201一般管理経費は、経常的な経費の計上が主なものであり、会計年度任用職員を含む職員給与費の増額が主な要因となります。

39ページ下段、文書管理電子決済システム導入の初期費用として63万円、この「電子決済」の「済」の字なんですが、これが「済み」という字になってしまっていますけれども、「裁判」とか「裁定」の「裁」の字、こちらに訂正をお願いいたしたいと思います。

40ページ中段、010281合併式典経費に、合併70周年記念式典事業経費400万円を計上いたしました。

41ページ下段、２目財政管理経費は163万2,000円減の496万7,000円の計上ですが、42ページ、18001負担金について、電子調達システムの初期導入費が減となったことによります。

財産管理費は、前年度比423万4,000円の増額、8,770万6,000円の計上です。

43ページ、010206庁舎管理費で、10061修繕料、44ページ、12020設計管理測量委託料に、役場庁舎スロープ及び外壁部の修繕事業費を計上しています。

46ページ、５目企画費は、前年度比2,753万5,000円の減額、9,404万3,000円を計上いたしました。

010211の企画一般経費、11021手数料49万7,000円は、総合戦略に係る重点目標の評価方法等の改善のための費用、12001委託料に、中央公民館周辺施設整備における基本方針の策定業務として、805万9,000円を計上いたしました。

010212広報経費、47ページ、12001委託料110万円は、債務負担行為により、昨年度から引き続く町勢要覧の作成業務で、契約額は269万2,800円となります。

010213町づくり事業経費は、48ページ、18021補助金に、茂田井公民館建て替えに係るコミュニティ助成事業補助金2,000万円を計上しました。010229地域大学連携推進事業経費は、「タテシナソン」の実施を見送り、340万9,000円減の27万円の計上です。

51ページ、010234テレワーク推進事業費に、新法人、一般社団法人立科町振興公社の運営負担金として700万円を、18011負担金に、設立に係る出資金500万円を、23001投資及び出資金に計上いたしました。

52ページ、８目情報化推進費は、010216地域情報経費、12030業務委託料に、たてしなびへのデマンド交通予約システム機能追加費用605万円と運用保守費176万円を計上しました。

010217電算管理経費は、53ページ、12002電算委託料、自治体中間サーバープラットフォーム公開233万2,000円は、庁舎内接続端末の更新費用、情報システム標準化・共通化5,841万4,950円。

54ページ、ガバメントクラウド等2,431万8,854円、18001負担金、電算基幹系共同

化システム2,821万2,901円は、情報システムの標準化・共通化に係る経費となります。

54ページ、９目ふるさと寄附金事業費は、ふるさと寄附金１億7,000万円を見込み、07004記念品代に5,700万円、13001ポータルサイト使用料に2,500万円を計上し、前年度比3,474万1,000円の増額となる9,330万2,000円を計上いたしました。

55ページ下段、10目地理空間情報活用推進費は経常経費であり、56ページから58ページ、２項町税費は、町税賦課徴収等に係る経常経費であり、57ページ中段、11021手数料標準宅地鑑定371万8,000円の計上は、次回、評価替えに伴う標準宅地の鑑定委託料となります。

59ページ、60ページは、３項戸籍住民基本台帳費です。010231戸籍住民基本台帳経費は、戸籍システムの標準化対応1,599万4,000円、コンビニ交付システムの標準化対応に453万2,000円の計上など、2,377万9,000円増の5,745万3,000円を計上いたしました。

60ページ下段から４項選挙費です。令和７年度は、参議院議員の通常選挙が執行されますので、６目参議院議員選挙費に950万円を計上いたしました。

62ページ、５項統計調査費は、国勢調査に係る経費434万9,000円を計上しました。

63ページ、６項監査委員費は、前年度並みの計上となります。７項コミュニティ費１目コミュニティ施設管理運営費、010271権現の湯事業経費では、65ページ、12020設計管理測量委託料に、バイオマスボイラー導入に係る設計管理委託料643万5,000円、66ページ、14085工事請負費に源泉ポンプ入替え2,220万円、バイオマスボイラー設置工事費１億7,068万7,000円を計上するなど、前年度比１億9,861万7,000円増の３億353万4,000円を計上いたしました。

67ページ、010298ふるさと交流館管理経費は、大規模修繕工事の皆減により、2,151万4,000円減の857万7,000円を計上いたしました。

68ページから、３款民生費です。１項社会福祉費１目社会福祉総務費、010301社会福祉一般経費は経常経費。

69ページ下段、010302社会福祉協議会関係経費は、社会福祉協議会に対する事業費及び人件費等の補助金。

70ページ、010303老人福祉センター管理経費は、老人福祉センターの施設管理に必要な経常経費の計上です。

71ページ、２目障害者福祉費は、72ページ、19001扶助費で、障害者支援費2,400万円の増、国庫負担金の精算還付金225万円などを見込み、前年度比2,631万9,000円増の２億4,793万7,000円を計上しました。

73ページ、３目福祉医療費は、窓口負担無償化分で、152万1,000円など、扶助費の増額を見込み、前年度比343万9,000円増の4,751万9,000円を計上しました。

74ページ、５目臨時特別支援事業費、010317長野県価格高騰特別対策支援事業経費は、令和６年度住民税均等割のみ課税世帯に対する給付、１世帯当たり２万円で685

万円、010364住民税非課税世帯物価高騰対策支援給付事業経費は、令和６年度住民税非課税世帯に対する給付、１世帯３万円の令和７年度申請分として491万3,000円の計上をいたしました。

75ページ、２項児童福祉費１目児童福祉総務費、010321児童福祉関係経費では、昨年10月から支給対象者が拡充された児童手当の支給経費2,350万4,000円の増、１億1,762万円を計上いたしました。

010315長野県子育て世帯生活支援特別給付事業経費は、令和６年度住民税均等割のみ課税世帯のうち、18歳未満の児童を養育する世帯に対する加算給付、子ども１人当たり２万円の給付事業費165万5,000円を計上いたしました。

２目子育て支援費、010322児童館事業経費は、児童館の運営に係る経常経費１億324万2,000円を計上しました。

77ページ、010323子育て支援事業経費、19001出産祝金は、第1子目５万円10人、第２子目30万円13人、第３子以降50万円７人を見込み790万円、19002妊婦のための支援給付金は、出産・子育て応援給付金として出産応援金を30人分、子育て応援金を30人分見込み、300万円を計上いたしました。

78ページから81ページまで、３目保育所経費は、80ページの12020設計管理測量委託料115万円は更衣室増築工事の設計委託料、14085工事請負費2,026万円のうち750万円は更衣室増築工事、1,276万円は遊戯室へのエアコン設置工事費となります。17001備品購入費に情報系の端末７台分、更衣室用備品など237万8,000円の計上をし、２億1,521万8,000円を計上いたしました。

５目臨時特別支援事業費、010365住民税非課税世帯物価高騰対策支援給付事業経費は、令和６年度住民税非課税世帯のうち、18歳未満の児童を養育する世帯に対する子ども１人２万円の加算給付事業費で、224万7,000円を計上しました。

82ページ、３項高齢者福祉費１目高齢者福祉総務費、010331高齢者福祉一般経費は、18012佐久広域連合負担金に、佐久広域連合が運営する特別養護老人ホーム豊昇園、塩名田苑に係る施設運営収支不足分の負担金として、664万9,000円を新たに計上するなどして、5,136万円を計上いたしました。

83ページ、010332後期高齢者医療経費、010334介護保険経費は、それぞれ特別会計への繰出金を計上いたしました。

84ページ、２目高齢者福祉事業費、010337敬老の日事業経費は、19001扶助費に敬老祝い金、米寿48人、白寿16人、100歳９人の該当者を見込み、141万円を計上いたしました。

85ページ、01377高齢者共同住宅事業経費は、14085工事請負費に、高齢者生活支援共同住宅あんしんの照明器具ＬＥＤ化事業費467万5,000円を計上いたしました。

86ページ、87ページ、３目高齢者施設費は、高齢者生きがいセンター及び健康支援センター女神の管理に係る経常経費となります。

88ページ、89ページ、４項人権政策推進費は、経常経費の計上です。

90ページ下段から、４款衛生費です。

93ページ下段、２目予防費、010405予防接種事業経費、12006健診等委託料に帯状疱疹ワクチンを追加し、4,500万円を計上いたしました。

95ページ、４目環境衛生費は、010407環境衛生一般経費、12001委託料に、屋外広告物安全点検業務委託料165万3,000円を計上いたしました。

97ページ、２項清掃費は、１目ごみ処理費について、ごみの収集運搬に係る経費、一部事務組合に対する負担金など、１億3,841万9,000円の計上です。

99ページ、２目し尿処理費は、し尿処理に係る一部事務組合負担金2,538万9,000円の計上です。

３目合併処理浄化槽整備事業費では、補助金３件分を見込むなど、180万6,000円を計上いたしました。

100ページから、５款農林水産業費です。

102ページ、１項農業費３目農業振興費は、前年度比810万5,000円増の3,384万1,000円を計上いたしました。010505農業振興経費、18021補助金に、果樹難病対策として、りんごの腐らん病感染時の伐採、抜根、処分に係る費用助成として200万円。

103ページ、その他補助金777万円のうち500万円は、農業機械運搬用積載者購入補助金の計上です。

その上段の新規収納対策事業300万円は、前年度までは人・農地プラン事業経費として計上されておりましたが、こちらへの移管となっております。

４目畜産振興費、104ページの畜産農家支援対策補助金75万円は、広域圏外の屠畜場への搬出、運搬経費を町単で引き続き補助するもので、牛152頭分を見込んでいます。

５目都市農村交流費、010511道の駅管理経費、106ページ、14085工事請負費に、Ｗｉ―Ｆｉ環境構築のため、無線ＬＡＮアクセスポイント４か所分の整備費71万円を計上いたしました。

６目中山間地域振興費は、新対策が始まり、23協定集落が10割の取組をする想定で、前年比297万増の2,570万3,000円を計上いたしました。

７目森林公園管理費は、エアコン設置工事などの皆減により、前年度比216万7,000円減の134万2,000円の計上です。

８目多面的機能支払い費は、８活動組織に対する農地維持資源向上等活動交付金となります。

107ページ、９目農業再生事業費では、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金の計上となります。

２項林業費、109ページ、010523の松くい虫防除対策事業経費は、事業量の減により、前年度比431万円減の2,270万9,000円の計上です。

109ページ、３目森林造成事業費は、ビワ石地籍での皆伐事業の実施、森林の里親（かわぐち・たてしなの森）への看板設置業務などにより、1,950万4,000円を増額し、3,701万3,000円を計上しました。

４目林道維持費は、林道台帳の補正業務委託料の計上などにより、前年比345万2,000円増の656万1,000円を計上しました。

110ページ、３項土地改良費１目土地改良事業費は、前年度比1,931万5,000円増の4,349万9,000円の計上です。14085工事請負費に、農業水路等長寿命化・防災減災事業で、畑地かん水施設更新事業費、３年計画の３年目となりますが、700万円を計上いたしました。

111ページ下段から、６款商工費です。

112ページ、１項商工費２目商工振興費は、立科商品券配布事業の皆減などにより、2,627万7,000円減の１億776万8,000円の計上です。

113ページ、３目地域交通対策費は、中仙道線運行事業、定額タクシーチケット販売事業負担金、地域公共交通活性化協議会負担金など、それぞれ増額により、前年比630万増、7,874万2,000円を計上いたしました。

114ページ、２項観光費１目観光総務費に、010632地域おこし協力隊経費1,683万5,000円の計上は、観光振興担当の隊員に係る経費で、こちらは企画費からの移管であります。

116ページ、010625索道事業会計経費、索道事業特別会計繰出金は、起債償還に伴う交付税措置額として、一般会計に収入となる索道事業分と財源不足分で5,773万4,000円増の１億503万9,000円を計上しました。

２目観光振興費、117ページの12030業務委託料のうち、観光マーケティング調査100万円は、位置情報ビッグデータを活用した調査業務となります。

３目観光施設費は、前年度比2,450万6,000円の減となる8,824万6,000円の計上です。教育委員会所管の施設を含めた公共施設の予約管理システムの導入及び運用経費を一括して、010627観光施設管理経費に計上しております。

117ページ、01021手数料81万7,000円のうちの69万3,000円は、電子決済手数料。

118ページ上段の12004保守管理料、予約管理システム69万3,000円。

119ページ上段の公共施設予約管理システム導入355万3,000円が、システム導入費となります。

119ページ、デジタルサイネージ映像作成委託料13万2,000円、17001備品購入費58万円は、都市農村交流センターのツアーデスク及び女神湖センターに設置予定のデジタルサイネージ導入費となります。010630辺地対策観光施設整備事業経費は、前年度に引き続き、女神湖湿地帯遊歩道、御泉水自然園遊歩道及び白樺湖親水公園遊歩道の更新工事のほか、蓼科園地への利用方法等の設置案内看板整備費など、2,190万円を計上しました。

120ページ、４目蓼科牧場費は経常経費の計上です。

121ページから、７款土木費です。１項土木管理費１目土木総務費は、経常経費で3,859万7,000円を計上しました。

123ページ、２項道路橋梁費１目道路維持費、17001備品購入費220万円は、凍結防止剤散布機の購入費の計上であります。２目道路新設改良舗装費、12020設計管理測量委託料に、県道立科小諸線の改修に伴う水路改修工事の測量設計委託料673万2,000円を計上しました。

124ページ、５目国庫補助道路整備事業費は、前年度比3,791万1,000円増額の１億5,756万8,000円を計上いたしました。12020設計管理測量委託料4,018万8,000円のうち3,100万円は、５年ごとに行う橋梁法定点検業務及び橋梁長寿命化修繕計画の策定業務、14085工事請負費に、橋梁長寿命化修繕工事で６橋、１億548万円を計上いたしました。

125ページ、４項住宅費１目住宅管理費、12002電算委託料と13001使用料に、住宅使用料算定のための公営住宅管理システム導入費、合計292万6,000円を計上しました。

126ページ、２目住宅安全対策費、010743住宅安全対策経費は、12040調査委託料は、精密耐震診断10件、18021補助金は、耐震改修補助金４件を見込み、548万円の計上です。

３目町営住宅建設事業費は、移住促進住宅への上下水道の加入分担金、消火栓移転工事負担金など、838万円の計上です。

127ページ、５項下水道費は、川西保健衛生施設組合負担金7,958万7,000円のほか、下水道事業会計への補助金として、２億1,989万4,000円を計上いたしました。

８款１項消防費１目非常備消防費は、消防団の運営経費です。

129ページ、２目常備消防費は、佐久広域連合負担金で、はしご車のオーバーホール費の改造、消防指令センターの更新、衛星系防災行政無線の更新事業費などの増により、前年度比902万5,000円増の１億1,432万7,000円の計上となっております。

３目消防施設費は、各分団からの要望等を精査し、前年度比309万7,000円減の978万5,000円の計上です。

４目防災費は、3,354万2,000円の計上です。前年度比1,832万4,000円の増ですが、131ページ、18011負担金、県が配備する防災行政無線整備の更新に係る負担金1,919万5,400円の計上が主な要因となっております。

なお、18021補助金に、個人住宅で行う防犯対策についての補助制度、こちらは上限として１件１万円でありますが、こちらを新たに創設し、10万円の事業費を計上いたしました。

中段から、９款教育費です。１項教育総部費１目教育委員会経費は経常経費です。

132ページ、２目事務局費、010903教育振興経費、134ページ、12030業務委託料に、教育情報セキュリティポリシーの策定支援業務286万円、小中学校児童生徒及び教師

用端末のWindows11へのアップデート業務330万円を計上。

136ページ、010906立科町立科っ子応援事業経費1,374万円の計上は、昨年、創設した給付型奨学資金給付金924万円のほか、19003応援給付金450万円の計上は、新規事業、はばたく立科っ子応援金で、義務教育を修了し、これから進学、就職、留学等、それぞれの道に羽ばたいていく子どもたちの未来を応援するために、１人10万円の応援金を支給するものです。

137ページ、２項小学校費１目学校管理費は、前年度比311万4,000円の減となる5,741万8,000円の計上です。

139ページ、２目学校施設費は907万9,000円の減、758万2,000円の計上で、140ページ、14085工事請負費276万8,000円は、校内のインターホン整備の改修工事費の計上です。

141ページ、３項中学校費１目学校管理費は、前年度比1,134万円増の6,693万8,000円を計上しました。

143ページ、010932中学校教育振興経費、100消耗品700万円には、教科書改訂に伴う教師用教科書、指導書の購入費431万9,000円を含んでおります。

146ページ、４項社会教育費１目社会教育総務費は、オレゴン市訪問中学生派遣事業の皆減などにより、632万1,000円減の129万5,000円の計上です。

147ページ、２目公民館費は、前年度比2,746万4,000円増の4,312万円を計上しました。

148ページ、18021補助金で、茂田井公民館の建て替えに伴う新築補助金に2,563万5,000円、備品購入補助に100万円を見込み計上しております。

149ページ、３目青少年育成費は前年度並みの計上。

150ページ、４目人権教育費は、男女共同参画長期プラン更新委託料の皆減などで、403万6,000円減の175万9,000円の計上です。

151ページ、５目文化財保護費、152ページ、６目放課後子ども教室推進事業費は、前年度と同様の計上であります。

５項社会体育費は、前年度同様の計上であり、153ページの２目体育施設費は、154ページ、14085工事請負費に、体育センター事務室のエアコンの設置工事費78万8,000円を計上しておりますが、前年度比では2,122万5,000円減の1,878万4,000円を計上いたしました。

６項施設管理費は、各施設の状況に応じ、管理運営に要する経費を計上しております。

157ページ、10款災害復旧費は、災害時の応急的な復旧事業に要する経費を計上いたしました。

158ページ、11款公債費は、令和６年度末までの借入れに係る元金及び利子の償還金を計上いたしました。

159ページ、12款予備費は2,000万円を計上いたしました。

160ページから168ページまでは、給与費の明細書を添付しております。

169ページは、債務負担行為に関する調書、170ページは、地方債に係る調書、171ページには、予算の目的別グラフを添付いたしました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（今井　清君）　ここで暫時休憩といたします。再開は２時30分からです。休憩に入ります。

（午後２時18分　休憩）

（午後２時30分　再開）

議長（今井　清君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第29　議案第27号～日程第31　議案第29号

議長（今井　清君）　日程第29　議案第27号　令和７年度立科町国民健康保険特別会計予算についてから、日程第31　議案第29号　令和７年度立科町介護保険特別会計予算についてまでの３件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長　荻原　義行君　登壇〉

町民課長（荻原義行君）　議案第27号　令和７年度立科町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

１ページをご覧ください。

令和７年度立科町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７億9,656万3,000円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

本日提出、立科町長。

２ページから４ページは、第１表、歳入歳出予算、５ページ、６ページは、事項別明細書の総括となっております。

７ページをご覧ください。

歳入でございますが、１款国民健康保険税では、資産割率を前年度比40％引き下げることに合わせまして、他の税率の調整を図る中で、被保険者の負担の増大を一定程度抑えつつ、今後の財政安定を図る観点から、所得割の税率を前年度比11.4％程度引き上げ、均等割額を6,000円引き上げることといたしました。これに被保険者見込み等から、一般被保険者国民健康保険税は１億3,310万円、退職被保険者等国民健康保

険税は、資格者がおりませんが、遡及適用の可能性を考慮して3,000円計上しております。国民健康保険税全体で、前年度比199万7,000円増となる１億3,310万3,000円を計上しております。

８ページ、３款県支出金２項県補助金の保険給付費等交付金のうち、普通交付金では、出産育児一時金、葬祭費及び電算処理手数料を除く歳出予算２款の保険給付費に対し、県が納付金を財源に普通交付金として同額を交付するもので５億7,560万円を計上しました。

同じく保険給付費等交付金のうち、特別交付金では1,432万2,000円を計上しております。主なものは、市町村個々での保健事業等のインセンティブに対し、保険者努力支援分として交付されるもの、特定健診に係る事業費の国県負担分として交付されるものとなっております。

９ページをご覧ください。

５款繰入金１項他会計繰入金では、6,017万4,000円を見込んでおります。主な内容は、国保会計で実施する保健事業経費や保険税軽減分に係る保険基盤安定事業分等の繰入れでございます。２項基金繰入金につきましては、歳出における保健事業費納付金の推計から、基金から1,100万円を繰り入れるものであり、これにより、令和７年度末基金残高は約6,600万円となる見込みです。

６款繰越金は、195万9,000円を計上しました。

10ページ、７款諸収入では、不当利得等の返還金等を雑入で計上しております。

11ページ、８款国庫支出金は、科目のみ計上しております。

続いて、12ページからは歳出となります。

１款総務費１項総務管理費は、国保事業に係る計上的な経費となり、589万3,000円を計上しております。各種電算処理の手数料やレセプト点検委託料、電算基幹系共同化システム負担金などが主な内容となります。

２項町税費は、賦課徴収に係る計上的な経費でありますが、主なものとして、本算定賦課処理料等の電算委託料を計上しております。

13ページ下段から２款の保険給付費につきましては、前年度の実績見込みなどから算出しております。

１項療養諸費１目一般被保険者療養給付費では、前年比2,000万円減の５億円を計上しております。

３目一般被保険者療養費は、320万円を計上しています。

14ページ、５目審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会への審査等に係る手数料として、212万4,000円を計上いたしました。

15ページにかけて、２項高額療養費につきましては、これまでの実績見込みなどから、１目一般被保険者高額療養費では7,000万円を計上、３目一般被保険者高額介護合算療養費は25万円を計上しています。４項出産育児諸費では、５件分250万2,000円、

５項葬祭費は20件分100万円を計上しています。

２款全体では、前年度比2,240万円減の５億7,912万6,000円を計上しております。

次に、３款国民健康保険事業費納付金は、県への納付金制度により、医療費水準や被保険者数等を鑑み、その納付金額は県から示されている額となります。

１項医療給付費分として１億1,700万円、２項後期高齢者支援金等分で5,000万円、３項介護給付金分として1,900万円であり、納付金合計では、前年度比300万円減となる１億8,600万円となります。

４款保健事業費は、前年比94万4,000円減の1,956万4,000円を計上しました。このうち、１項特定健康診査等事業費では、特定健診及び保健指導を推進するため、1,640万3,000円を計上しており、主なものは会計年度任用職員の報酬等と特定健診及び国保ヘルスアップ事業などの委託料となります。

18ページ下段、２項保健事業費は、被保険者の健康保持・増進のための経費となります。316万1,000円を計上しており、主なものは人間ドック補助金300万円などとなります。

19ページ、６款諸支出金では、保険税還付金のほか、過年度における納付金の精算分を返還金として計上しました。

21ページ以降は、給与費明細書です。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第28号　令和７年度立科町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本会計は、県の広域連合が試算した保険料を徴収する会計となっております。保険料率は、医療給付費等を推計して、２年ごとに見直しがされます。令和７年度は、令和６年度と同じ保険料率です。

それでは、１ページをご覧ください。

令和７年度立科町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億1,156万円と定める。第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

本日提出、立科町長。

２ページ、３ページは、第１表、歳入歳出予算、４ページは、事項別明細書の総括になります。

５ページをご覧ください。歳入から、主な内容につきましてご説明申し上げます。

１款後期高齢者医療保険料ですが、広域連合の試算により、１目特別徴収保険料、２目普通徴収保険料で、合計で8,175万2,000円と見込みました。

３款繰入金１項一般会計繰入金１目事務費繰入金は、保険証送付や保険料徴収に係

る事務的経費、２目保険基盤安定繰入金は、所得に応じた保険料の軽減分に係るものとして、一般会計からの繰入金を合計2,975万円見込みました。

６ページ、４款繰越金は５万3,000円を計上しました。

５款諸収入は、雑入などを計上しております。

次に、８ページ、歳出でありますが、１款総務費１項総務管理費１目一般管理費は、35万9,000円を計上しました。こちらは、保険証等郵送料、電算基幹系共同システム負担金などの経常的な事務経費が主となります。

２項徴収費は、徴収経費として、納入通知書等消耗品費、郵送料等、経常的な事務経費となります。

２款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から納付されました保険料と一般会計から繰り入れました保険基盤安定繰入金を県の広域連合に納付するもので、前年比407万6,000円増の１億1,030万6,000円です。

３款諸支出金は、所得更正などに係る保険料の還付として５万円を計上しました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第29号　令和７年度立科町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

１ページをご覧ください。

令和７年度立科町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９億5,200万円と定める。第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

本日提出、立科町長。

２ページから５ページは、第１表の歳入と歳出、６ページ、７ページは、事項別明細書の総括です。

８ページをご覧ください。歳入からになります。

１款保険料は、前年度比593万6,000円増の１億9,360万円を計上しました。

９ページ、４款１項国庫負担金では、居宅介護給付費及び施設介護給付費見込額に対し、国の負担割合に基づき１億5,522万円を計上しました。

４款２項国庫補助金１目調整交付金では、介護給付費見込総額に対する国の負担割合に基づき5,274万5,000円を計上し、２目では、総合事業分の介護予防事業交付金を、３目では、総合事業以外の地域支援事業分として、包括的支援事業、任意事業交付金をそれぞれ国の負担割合に基づき計上いたしました。

10ページをご覧ください。

５款支払基金交付金１項１目介護給付費交付金では、国庫負担金と同様に、介護給付費見込総額に対する負担割合に基づき２億3,893万6,000円を、２目地域支援事業交

付金では、介護予防事業に要する経費に対する負担割合に基づき909万4,000円を計上いたしました。

６款県支出金１項１目介護給付費負担金２目総合事業分の地域支援事業交付金及び３目総合事業以外の地域支援事業交付金につきましても、県の負担割合に基づき、合計で１億4,051万2,000円を計上しました。

11ページ、８款繰入金１項一般会計繰入金のうち、１目介護給付費繰入金、４目総合事業分の地域支援事業交付金、５目総合事業以外の地域支援事業交付金につきましては、負担割合に基づき計上し、２目その他一般会計繰入金は、介護給付費以外に関わる事務的な経費に係る繰入金を、３目低所得者保険料軽減繰入金は、介護保険条例第２条第２項に規定する、第１段階は241人、第２段階は261人、第３段階は291人の低所得者軽減分を見込み、一般会計繰入金合計では１億3,421万円を計上しました。

12ページをご覧ください。

２項基金繰入金は、前年度決算時点で、基金を1,400万円程度保有しておりますが、令和７年度では870万円余の繰入れを計上いたしました。

９款繰越金では、前年度繰越金として200万円を見込みました。

13ページ、10款諸収入３項地域支援事業利用者負担金として、配食サービス等各種サービスに係る利用者負担金を163万7,000円計上いたしました。

続きまして、14ページ、歳出でございます。

１款総務費１項総務管理費は、介護保険の事務的経費であり、用紙や封筒などの消耗品及び電算基幹系共同化システム負担金などを計上しております。２項徴収費は、保険料徴収に係る経費であり、通知などの郵送料等が主となります。

15ページ、３項介護認定審査会費１目介護認定審査会費は、佐久広域連合介護認定審査会への負担金、２目認定調査費は、認定調査に係る経費であり、11節役務費の手数料として、主治医意見書作成料などが主なものです。

16ページ、４項地域包括支援センター費は、センター業務に係る電算基幹系共同システム負担金などが主なものです。

２款保険給付費１項介護サービス給付費では、居宅介護、特例居宅介護、施設介護、特例施設介護等、各サービス給付費及び居宅介護サービス計画費等で、国民健康保険団体連合会への負担金として、８億772万3,000円を計上し、補助金260万円は、居宅介護福祉用具購入費補助金として80万円、住宅改修費として180万円を計上いたしました。

17ページ、２項介護予防サービス給付費では、要支援者に対する各種居宅予防サービス給付費及びサービス計画費で、国民健康保険団体連合会への負担金として1,370万6,000円を、補助金240万円のうち、福祉用具購入費補助金として60万円、住宅改修費として180万円を計上いたしました。

18ページ、３項その他諸費は、介護給付費に係る審査支払手数料で75万4,000円を

計上しました。

４項高額介護サービス費では、これまでの実績により、2,002万円を見込みました。

19ページ、５項特定入所者介護サービス費は、主に施設入所されている低所得者に対する食費、居住費に係る補足給付費として3,510万2,000円を計上しました。

20ページ、６項高額医療合算介護サービス費は、医療と介護の自己負担額の合計が算定基準額を超過した場合に、医療、介護それぞれ案分により支給されるもので、264万円を計上しました。

21ページ、３款地域支援事業費１項包括的支援事業、任意事業費１目包括的支援事業費では、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントに携わる職員１名の人件費が主なものです。

22ページ、２目任意事業費では、７節報償費で、成年後見人等報酬、12節委託料では、配食サービス事業が主なものになります。

３目在宅医療介護連携推進事業費は、小諸北佐久の医師会と連携し、医療機関、事業者をつなぐ在宅医療介護連携システムの運営に係る負担金として94万2,000円を計上いたしました。

４目生活支援体制整備事業費では、生活支援コーディネーターとして、会計年度任用職員の報酬等のほか、地域支援づくり推進協議会の運営経費が主なものであり、合計で480万7,000円を計上しました。

24ページ、５目認知症総合支援事業費は、認知症サポーター等の要請に関する経費及び認知症初期集中支援チームに係る経費が主なものです。

25ページ、２項介護予防生活支援サービス事業費では、12節委託料で、各種サービスＢ及びサービスＣに係るものを83万6,000円、18節負担金で、総合事業の現行相当サービス及び各種サービスＡに係る国保連合会への負担金を、これまでの実績などから3,120万円見込みました。

３項一般介護予防事業費は、主に健康サポーター養成講座、各種介護予防教室等に係る講師謝金、健康教室等運営委託料及び介護予防ポイント事業などの経費、計153万8,000円を計上しました。

26ページ、５款諸支出金は、保険料還付金等です。

28ページ以降は、給与費明細書です。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（今井　清君）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。ご苦労さまでした。

なお、この後３時より、広報広聴委員会を第１委員会室で開催しますので、委員は参集願います。

（午後２時49分　散会）